

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 17日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区南千田東町2番32号
氏名	株式会社ソルコム
	代表取締役社長 大橋 大樹
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-504-3310
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社ソルコム
事業場の所在地	広島市中区南千田東町2番32号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D08 設備工事業
②事業の規模	売上高 335.47億円（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
③従業員数	804人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・電気通信設備構築物の新設・撤去現場からの排出 廃プラスチック類 金属くず 自社内で選別→中間処理業者委託による細分分別・破碎→ 再生処理業者委託による再資源化 チップ加工・熱源等（マテリアルサイクル・サーマルサイクル） ・電気通信設備工事、土木工事現場からの排出 がれき類 コンクリートがら アスファルトコンクリートがら 現場での発生土と分別し搬入→中間処理業者に委託して 分別・破碎→再生処理業者に処理委託し再資源化 再生砕石・路盤材・骨材 再資源不可物→処分委託（安定型処分場へ埋立て）

別紙1
(廃棄物処理法・産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

	単位:トン／年																			
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	57.538	65.996									57.538	65.996	12.500	14.338	57.538	65.996				
紙くず																				
木くず	63.460	72.789									63.460	72.789	0.000	0.000	63.460	72.789				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	23.350	26.782									23.350	26.782	0.000	0.000	23.350	26.782				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	0.010	0.011									0.010	0.011	0.000	0.000	0.010	0.011				
鋳さい																				
がれき類	1605.130	1841.084									1605.130	1841.084	368.150	422.268	1605.130	1841.084				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃電池類	5.790	6.641									5.790	6.641	5.790	6.641	5.790	6.641				
合計	1755.278	2013.304	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	1755.278	2013.304	386.440	443.247	1755.278	2013.304	0.000	0.000	0.000	0.000

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限リ、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

別紙3 管理体制図参照

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・産業廃棄物の分別の徹底 ・再資源化施設の利用 ・有価物の適正な処理 ・「ISO14001」マネジメントシステムの徹底
②計画 (今後実施する予定の取組)	・現状を継続し抑制に努める。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	・廃プラスチック類、金属くず、木くず等、小物は鉄製籠にて分別。 ・がれき類、アスファルトコンクリートがら等と発生土の分別。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	・現状を維持し種類別の分別に取組む。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・自らは実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・自ら実施する計画はない。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・自らは実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・自ら実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・自らは実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・自ら実施する計画はない。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・許可内容を確認し産業廃棄物委託業者の選定及び書面による契約を締結する。 ・現地立入確認をおこない、適正状況を把握する。 ・「ISO14001」マネジメントシステムの徹底。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・許可内容を確認し産業廃棄物委託業者の選定及び書面による契約を締結する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定し、書面による契約を締結する。 ・現地立入確認をおこない、適正状況を把握する。 ・「ISO14001」マネジメントシステムの徹底。

別紙3 管理体制図

